

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

④ 変更手続編

「保護者等情報変更届出」を行うための専用マニュアルです。

2023年6月
東京都・私立版

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。
- マニュアルは次の7つに分かれており、本書は「④変更手続編」です。

① 共通編

今回の申請では使用しません。

…e-Shien中の概要・操作方法を説明します。

② 新規申請編
…「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。

③ 繼続届出編

…「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。
毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。

④ **変更手続編**

…「保護者等情報変更届出」について説明します。
保護者に変更があった際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参考してください。

⑤ 家計急変・新規申請編

…「意向登録」「受給資格認定申請(家計急変)」について説明します。
就学支援金を受給していない状態で家計急変支援の申請を行う際に参

⑥ **家計急変制度に係る申請は、
希望者のみ行います。**

⑦ **申請期限を含む詳細は別途ご案内します。**

変理由が生じた際や、家計急変支援を受けており保護者等情報に変更が生じた際や、復学時に家計急変支援の申請を行う際などに参照してください。

目次

➤ 本書（④変更手続編）の内容は、以下のとおりです。

1. 保護者変更・支給再開の流れ	・・・・・	P.4
2. 操作説明		
2-1. e-Shienにログインする	・・・・・	P.5
2-2. 保護者等情報の変更の届出をする	・・・・・	P.6

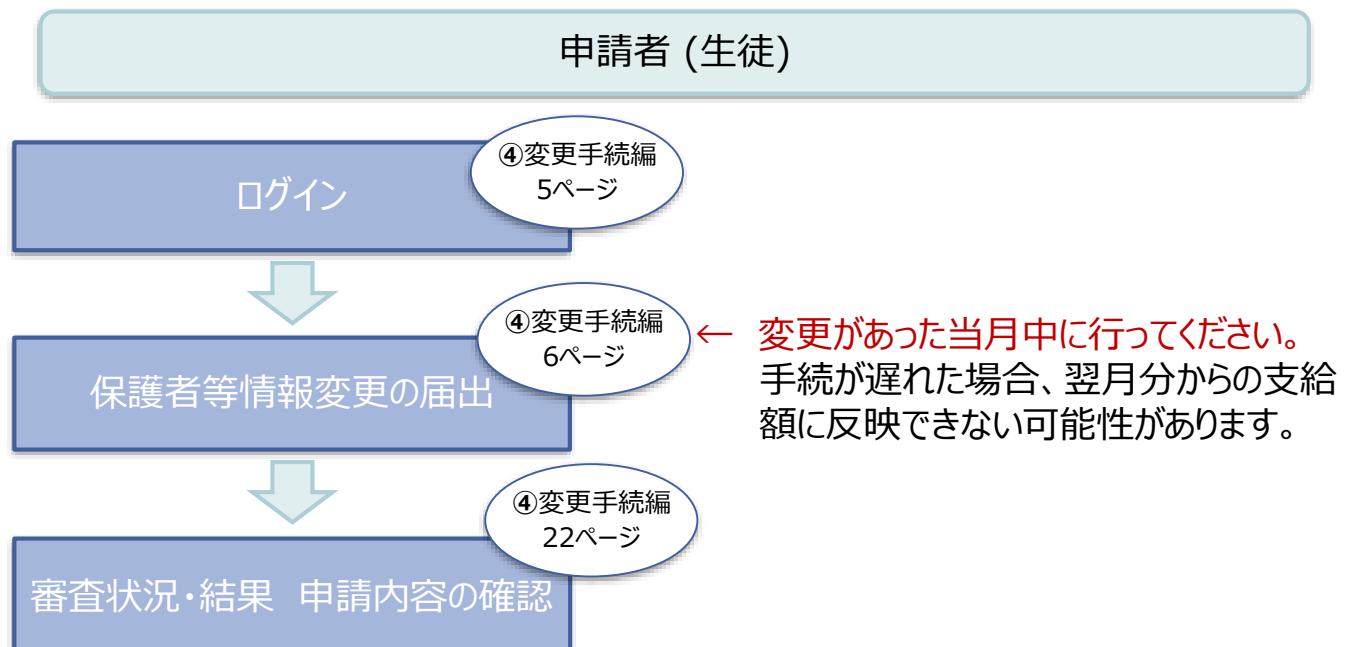
※本文中の画面表示は、令和5年4月現在のものです。

- e-Shienへのアクセス
<https://www.e-shien.mext.go.jp/> 
- 操作手順の説明動画、FAQ等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html 
- 就学支援金制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm 
- 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html 

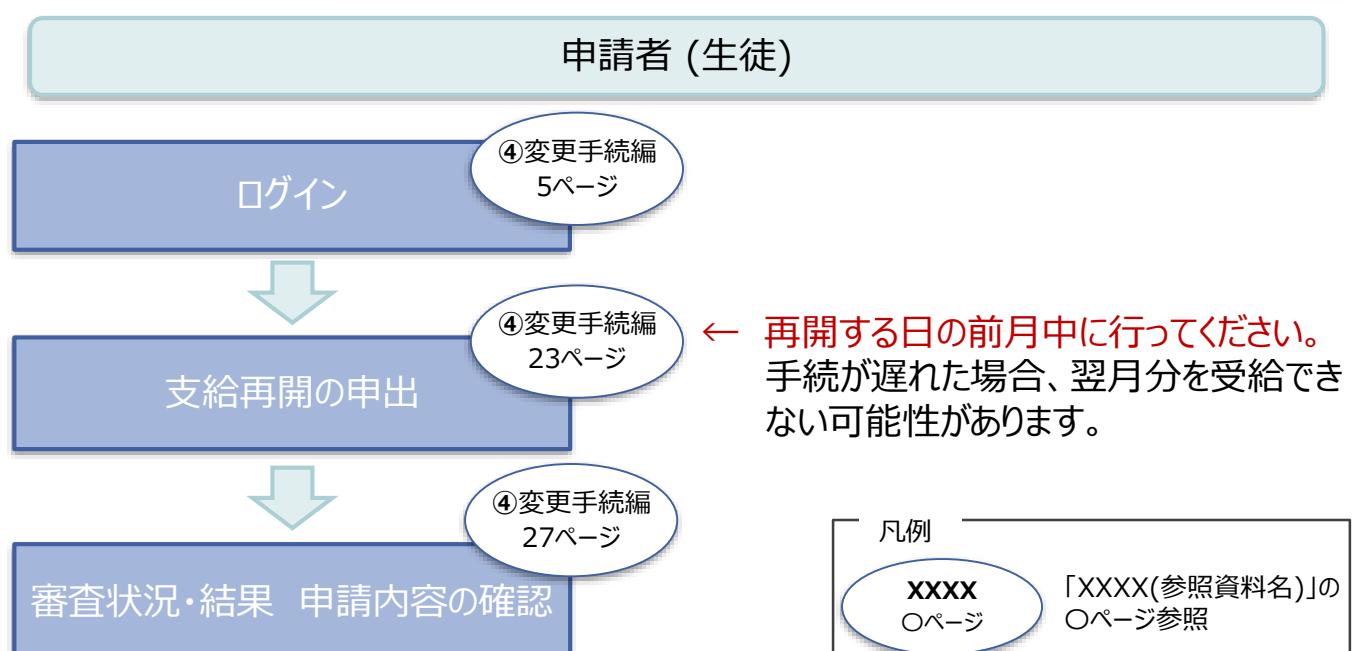
1. 保護者変更・支給再開の流れ

e-Shienを利用した保護者変更・支給再開の主な流れは以下となります。

保護者等情報変更の届出 (保護者等が増える場合 等)



支給再開の申出 (復学時)



XXXX ○ページ	「XXXX(参照資料名)」の ○ページ参照
	e-Shienを使用する手順
	システム外の手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日
発行回数： 1

ログインID (数字のみ)	11545683
パスワード (英字大文字・小文字・数字)*	4gUWRP4m

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、
高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている
利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり譲れたりしないでください。

手順

- ① ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- ② 「ログイン」ボタンをクリックします。

6ページへ

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、“日本語”または“English”が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。

・ログインIDやパスワードがわからなくなったら場合は、学校に確認してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等情報の変更の届出を行います。

保護者等に変更があり追加・削除を行う場合や保護者等の連絡先等の情報を変更する場合、税の更正があった場合等に保護者等情報変更の届出が必要となります。

1. ポータル画面

変更手続 ヘルプ

就学支援金の申請内容を変更するための手続きはこちらです。

申請名	申請説明
① 保護者等情報変更届出	高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。
保護者等情報変更届出（家計急変）	以下の理由により、高等学校等就学支援金申請の係る保護者等情報の変更を届け出ます。 <ul style="list-style-type: none">失職等の家計急変事由が生じたため家計急変による高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等情報に変更が生じたため
支給再開申出	高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。
支給再開申出（家計急変）	以下の理由により、高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。 <ul style="list-style-type: none">支給停止中に、失職等の家計急変事由が生じたため家計急変による高等学校等就学支援金の認定を受けており、支給を再開するため
家計急変受け届出	家計急変による高等学校等就学支援金の申請を取り下げます。

手順

- ① ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「保護者等情報変更届出」ボタンをクリックします。

補足

- 「継続意向確認」から続けて行う場合は、次の「2. 保護者等情報変更届出(生徒情報)画面」から始まります。

2. 保護者等情報変更届出(生徒情報)画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム ヘルプ ログアウト

保護者等情報変更届出(生徒情報)

1 2 3 4 5

生徒情報入力 保護者等情報 入力 内容確認 申請完了
入力 収録状況確認

① 生徒情報

氏名	史廉 太郎
ふりがな	しけん たろう
生年月日	2021年12月26日
郵便番号	1008959
住所(都道府県)	東京都
(市町村)	千代田区
(町名・番地)	麹町111-11
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	※メールアドレスは入力しないでください

② 保護者等情報入力

手順

- ① 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。

- ② 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

7ページへ

補足

- I 情報に変更がある場合は、学校に連絡してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

3. 保護者等情報変更届出登録画面(1/8)

e-Shien 高等学校寄附金オンライン申請システム ログアウト ヘルプ

学年名: 3年級◎(2) 学年子数: 10 学年ID: 1134444 ユーザ名: 母親 登録

保護者等情報変更届出登録 記入上の注意

1 2 3 4 5
生徒情報入力 保護者登録 保護者登録 入力内容確認 申請完了
入力 収入状況取得

保護者等情報の変更について
保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q: 保護者等の変動(追加・削除)はありますか?

① 保険者等の変動(追加・削除)はあります。
② 保険者等の変動(追加・削除)はありません。

マイページに戻る 入力内容確認 (一時保存)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

① 保護者等の人数に変更があるかないかを選択します。

・保護者等の変動(追加・削除)がある場合

→ 8ページへ

・保護者等の変動(追加・削除)がない場合

→ 13ページへ

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の変動(追加・削除)がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(2/8)

1 保証者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q 保護者等の変動(追加・削除)はありますか?

◎ 保護者等の変動(追加・削除)はあります。

⑦ 親権者の再婚により保護者等が変わる場合や、未成年後見人が就任した場合です。
保護者(親権者)が再婚した場合に、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、
生徒の親権者とならない場合は、当該者は、就学支援金制度における保護者には該当しません。

◎ 保護者等の変動(追加・削除)はありません。

⑦ 保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の連絡番号や携帯電話等の情報を変更する場合です。

1 収入状況の確認が必要な方 親権者(両親) 2名分の収入状況を提出します。

✓ 保護者等情報 + 保護者等の追加

⑦ 親権者の再婚により保護者等が変わる場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

収入状況の確認が必要な方については、以下のフローチャートを確認してください。

収入状況の確認が必要な方

親権者は
いますか※1

扶養義務は
ありますか※3

親権者※2

未成年後見人
はいますか※1

未成年後見人

主たる生計維持者
はいますか※4

主たる生計維持者
(1名~5名)※4

生徒本人

はい

いいえ

手順

1 保護者等の変更に合わせて、収入状況の確認が必要な保護者を選択します。

・保護者等を追加する場合

→ 9ページへ

・保護者等を削除する場合

→ 12ページへ

・登録している保護者等の情報を変更する場合

→ 13ページへ

補足

I 選択する回答が分からぬ場合、左図を参照し、収入状況の確認が必要な方を特定してください。収入状況の確認が必要な保護者等の合計人数に応じて、当てはまる選択肢を選んでください。

※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード（写）等の提出が不要となる場合があります。

・ドメステイック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合

・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等

詳細は、私学就学支援金センターに御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合には「はい」を選択します。

※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(3/8)

収入状況の確認が必要な方 親権者(両親) 2名分の収入状況を提出します。

✓ 保護者等情報 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

① + 保護者等の追加 ? 現権者の再婚等により保護者等が異なる場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報 (3人目)

② この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。
? 保護者等の情報を変更する場合は□にチェックを付けてください。
保護者等の変動がある場合は、削除および追加により変更してください。

○ この保護者等を削除します。
? 保護者等を削除する場合は□にチェックを付けてください。

③ 個人情報
姓 <漢字> 必須 名 <漢字> 必須
(例) 支援 (例) 太郎
姓 <ふりがな> 必須 名 <ふりがな> 必須
(例) しえん (例) たろう
生年月日 必須 電話番号
(例) 1980年0 (例) 123-4567-89
メールアドレス 生徒との続柄 必須
(例) me@example.com (例) 父・母

※メールアドレスは入力しないでください

手順

- 「保護者等の追加」ボタンをクリックします。
- 入力欄が追加されるため、追加する保護者等の情報を入力します。

10ページへ

補足

- 「保護者等の追加」ボタンをクリックすると自動的にチェックされます。
- 漢字姓名欄及びかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)入力が可能です。
- メールアドレスは入力しないでください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(4/8)

<p>I</p> <div><p>収入状況提出方法</p><p><input type="radio"/>個人番号カードを使用して自己情報を提出する</p><p>⑦ 次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。 個人番号カードを所有している場合は、選択できます。</p><p>個人番号カードの使用について</p><p><input type="radio"/>個人番号を入力する</p><p>⑦ 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。 個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。</p><p><input type="radio"/>システム外で個人番号カードの写し等を提出する</p><p>⑦ 上記いずれかの方法で提出された上で、 個人番号カードを提出して下さい。</p><p>別途紙で課税証明書を提出する場合のみ選択</p><p>生活保護開帳情報</p><p>⑦ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行つ 月が1～6月の場合には、その前の1月1日現在）に生活 保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択 し、福祉事務所認定白印体を提出してください。認定白印体 が都道府県の場合（該当する判断がない場合）は、市役所村 に「-」を選択してください。</p><p><input type="radio"/>受給あり <input checked="" type="radio"/>受給なし</p><p>課税地情報</p><p>⑦ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行つ 月が1～6月の場合には、その前の1月1日現在）の市區 町村までの住所を提出してください。 日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付 けてください。</p><p>都道府県 —選択してください—</p><p>市区町村 —選択してください—</p><p><input type="checkbox"/>日本国内に住所を有していない。</p><p>① 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。 未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。</p></div> <p>II</p> <p>III</p> <p>IV</p>	<p>手順</p> <p>1 いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。</p> <p>2 ・個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合 「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。</p> <p>→ 15ページへ</p> <p>・個人番号を入力する場合</p> <p>→ 20ページへ</p> <p>・システム外で提出する場合 ※課税証明書提出の場合のみ 「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。</p> <p>→ 21ページへ</p> <p>※提出方法は学校からの指示に従ってください。</p> <p>補足</p> <p>I 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。</p> <p>II 生活扶助を受けている場合、11ページを参照してください。</p> <p>III 課税地はその年の1月1日現在 (1～6月分の申請届出の場合には、その前年の1月1日現在) の住民票の届出住所となります。</p> <p>IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。 この場合、課税地の選択は不要です。</p>
---	---

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(5/8)

生活保護関係情報 必須

① 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

1 受給あり 受給なし

2 福祉事務所設置自治体 必須

都道府県 必須

I 福井県

II 市区町村 必須

-

② 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

← 保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

手順

- 1 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- 2 福祉事務所設置自治体を選択します。

補足

- I 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在)**に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html

- II 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を削除する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(6/8)

保護者等情報

① 収入状況の提出が必要な保護者等についての注記

+ 保護者等の追加

② 保護者と同居等により保護者等が離れる場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (2人目)

③ メールアドレスの入力について

④ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

⑤ 保護者等の情報を変更する場合は□にチェックを付けてください。
保護者等の連絡先が他の場合は、保護者等の連絡先により変更してください。

⑥ 保護者等を削除する場合は□にチェックを付けてください。

個人情報 個人情報

姓＜漢字> 名＜漢字>

姓＜漢字> 名＜漢字>

生活保護開設情報 生活保護開設情報

⑦ 上級保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行つた月が1～6月の場合には、その前の年1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事業所認定の肢体を麻痺してください。認定の肢体が認定前の場合は「選択する施設がない場合は、市町村に「-」を選択してください。

○ 受給あり ○ 受給なし

課税地情報 課税地情報

⑧ 上級保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行つた月が1～6月の場合には、その前の年1月1日現在）の市町村までの住所を記入してください。
日本国外に住所を有していない場合は、□にチェックを付けてください。

都道府県 都道府県

一選択してください…

市区町村 市区町村

一選択してください…

□ 日本国内に住所を有していない。

□ 日本国内に住所を有していない。

⑨ 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再登録が必要になります。
未入力項目がない方確認の上、未登録ためのボタンをクリックしてください。

2 入力内容確認(一時保存)

手順

- ① 保護者等を削除する場合、チェックします。
- ② 正しい保護者等情報入力欄にチェックしていることを確認し、「入力内容確認(一時保存)」ボタンをクリックします。

21ページへ

補足

- I 削除対象ではない保護者等の情報を変更したい場合はチェックします。
変更方法の詳細は13ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更する**場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(7/8)

1 保護者等情報の変更について
保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか?

○ 保護者等の変動(追加・削除)はあります。
⑦ 今以前に入力した保護者等情報からの変動(追加・削除)はありますか?

● 保護者等の変動(追加・削除)はありません。
⑦ 保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の電話番号で健保物語IDを変更する場合です。

収入状況の確認が必要な方 納税者(夫親)2名分の収入状況を提出します。

✓ 保護者等情報

保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (2人目)

⑦ メールアドレスの入力について ⑦ メールアドレスの入力について

I 個人情報

姓<漢字>	名<漢字>	姓<漢字>	名<漢字>
支援	一郎	支援	花子
姓<ひらがな>	名<ひらがな>	姓<ひらがな>	名<ひらがな>
しょん	いちろう	しょん	はなこ
生年月日	電話番号	生年月日	電話番号
1972年04月01日	09012345678	1972年04月01日	(例) 123-4567-890
メールアドレス	生徒との続柄	メールアドレス	生徒との続柄
父	父	母	母

II

※メールアドレスは入力しないでください

手順

- 1 以前登録した情報が表示されているので、変更する情報を入力します。

14ページへ

補足

- I 漢字姓名欄及び、かな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、ー(長音)の入力が可能です。

- II メールアドレスは入力しないでください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更する**場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(8/8)

I

収入状況提出方法

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

② 収入画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税地等）を更新し、提出します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

② 申込先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

② 以前の申請で個人番号提出済みの場合、変更がなければ入力不要です。
変更がある場合には、□にチェックを付けてください。

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

② 上記別途紙で課税証明書を提出する場合のみ選択

□ 別途紙で課税証明書を提出する場合のみ選択

収入状況提出方法

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

② 収入画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税地等）を更新し、提出します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

② 申込先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、□にチェックを付けてください。

今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

② 以前の申請で個人番号提出済みの場合、変更がなければ入力不要です。
変更がある場合には、□にチェックを付けてください。

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

② 上記別途紙で課税証明書を提出する場合のみ選択

□ 別途紙で課税証明書を提出する場合のみ選択

II

生保課関係情報

② 上記保険業者がその年の1月1日現在（申請又は届出を行つた月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生保協定（医療扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、協同事務所が直面の林各選択してください。直面の林が被保険者の場合（該当する树がない場合は、市町村等に「」を個別してください）。

受給あり 受給なし

生保課関係情報

② 上記保険業者がその年の1月1日現在（申請又は届出を行つた月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生保協定（医療扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、協同事務所が直面の林各選択してください。直面の林が被保険者の場合（該当する树がない場合は、市町村等に「」を個別してください）。

受給あり 受給なし

III

課税地情報

② 上記課税地のもの申告の1月1日現在（申請又は届出を行つた月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合は、□にチェックを付けてください。

都道府県

東京都

市区町村

千代田区

日本国内に住所を有していない。

課税地情報

② 上記課税地のもの申告の1月1日現在（申請又は届出を行つた月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合は、□にチェックを付けてください。

都道府県

東京都

市区町村

千代田区

日本国内に住所を有していない。

IV

② 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

② 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

②

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

手順

- ① 必要な変更を行います。
- ② 「**個人番号カードを使用して自己情報を提出する**」を選択した場合
「**入力内容を保存して収入状況の取得へ進む**」をクリックします。
- ➡ 15ページへ
- ・「**個人番号を入力する**」を選択した上で、「**今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある**」にチェックした場合
➡ 20ページへ
- ・**上記以外**の場合
「**入力内容確認(一時保存)**」をクリックします。
➡ 21ページへ

補足

- I 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- II 生活扶助を受けている場合、11ページを参照してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合には、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。
- ・「**個人番号カードを使用して自己情報を提出する**」以外で、税の更正があった場合は、保護者等情報は変更せず「**入力内容確認**」ボタンをクリックしてください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 保護者等情報変更届出(収入状況取得)画面(1/9)

保護者等情報変更届出(収入状況取得)

1 2 3 4 5
生徒情報入力 保護者等情報 保護者等情報 入力内容確認 収入状況取得
入力 確認

I ① 申込情報
2023年7月1日
届出日
? 申込日を提出する日を入力してください。
ただし、申請等により提出の時期が異なる場合は、申請書の提出が発生した日を入力してください。

II ② 保護者等情報(1人目)
保護者等情報(2人目)
扶養担当情報(特記)
扶養担当情報(老人)
1.6 扶養対象者数
本人担当区分(同一生計配偶者)
本人担当区分(扶養対象障害者)
本人担当区分(扶養対象障害者・ひとり親)
生活扶助有無
扶養担当情報(老人)
1.6 扶養対象者数
本人担当区分(同一生計配偶者)
本人担当区分(扶養対象障害者)
本人担当区分(扶養対象障害者・ひとり親)
生活扶助有無
個人番号カード事前チェック
マイナポータルから自己情報を取得する
個人番号カード事前チェック
マイナポータルから自己情報を取得する

② パスワードを連絡で複数あるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市役所持の窓口で手続が必要となります。

② 電話が取得できない場合
② 操作中に他の画面に戻る場合

個人番号カード変更届出(保護者等情報)の概要
入力内容確認(一括登録)

手順

- 届出日をカレンダーから選択します。ただし、7月分の申請を6月以前に行う場合は、「7/1」を設定してください。
- 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダライタにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

16ページへ

補足

- 支給再開申出の場合は、「申出日」と表示されます。
- 自己情報の取得が必要な保護者等が表示されます。
 - 端末(パソコン、スマートフォン等)にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。詳細が不明な場合は、「②新規申請編」マニュアルの14ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 保護者等情報変更届出(収入状況取得)画面(2/9) ※マイナポータルの画面



手順

- ① 【スマートフォンの場合】
スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

- 【PCの場合】
ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

補足

うまく読み取れない場合は…

- 一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
- ICカードリーダライタの接続を確認してください。

4. 保護者等情報変更届出(収入状況取得)画面(3/9)



手順

- ① 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
② 「OK」ボタンをクリックします。

17ページへ

補足

- I 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。
正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(4/9) ※マイナポータルの画面

保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
姓 <漢字> 支援 名 <漢字> 一郎	姓 <漢字> 支援 名 <漢字> 花子
課税所得額 (課税標準額)	課税所得額 (課税標準額)
市町村税別調整控除額	市町村税別調整控除額
所得割額 <選用課税標準>	所得割額 <選用課税標準>
所得割額 <市町村保険>	所得割額 <市町村保険>
市町村民税別課税額	市町村民税別課税額
配偶者扶養額	配偶者扶養額
本人担当区分 (扶養対象障害者)	本人担当区分 (扶養対象障害者)
本人担当区分 (扶養対象障害者・ひとり親)	本人担当区分 (扶養対象障害者・ひとり親)
生活扶助有無	生活扶助有無

手順

- 「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- 保護者2名分のカードを逆に登録
- 異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- 保護者1の事前チェックを実施
- 保護者1の税額を取得
- 保護者2の事前チェックを実施
- …

【誤った手順】

- 保護者1の事前チェックを実施
- 保護者2の事前チェックを実施
- 保護者1の税額を取得
- …

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータルの画面

STEP1: 本人同意と本人確認

都道府県又は文部科学省が高等学校等就学支援金の支給可否の判定及び支給額の算出を行うためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

- 地方税情報
- 生活保護関係情報

マイナポータルの利用規約にご同意いただき、上記情報を都道府県又は文部科学省に提供することにご同意いただくことで、マイナンバーカードを利用した本人確認のお手続きに進みます。

情報の提供に同意する

※ブラウザの表示ボタンは利用できません。

© 2017 Digital Agency, Government of Japan.

手順

- 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

18ページへ

補足

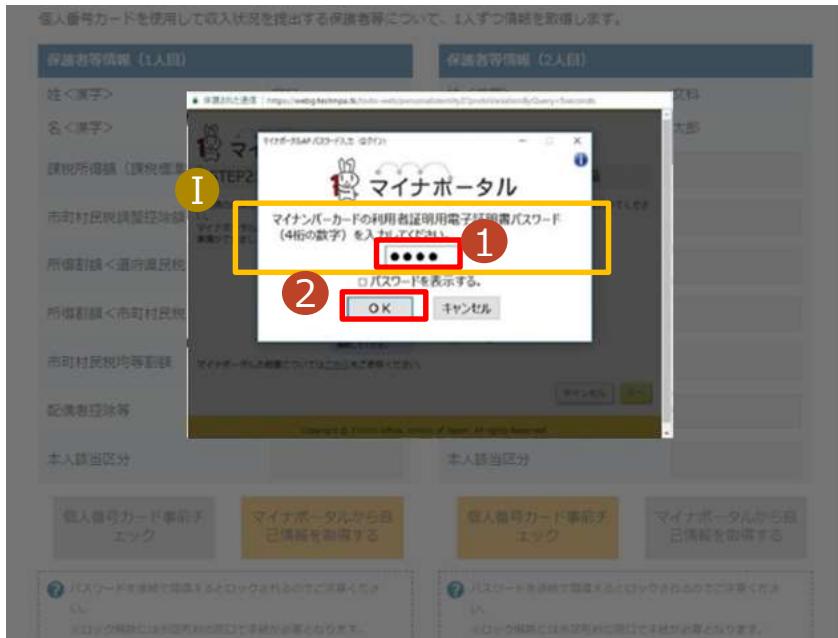
- 個人番号カードの読み取りについては、16ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(6/9) ※マイナポータルの画面



手順

- ①個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- ②「OK」ボタンをクリックします。

補足

- I 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、16ページで入力したものと同じです。

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(7/9) ※マイナポータルの画面

①



I

! マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。

! マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

エラーが解消されない場合はマイナンバー手入力の方法により申請することが可能です。

その場合、14ページの画面まで戻り、収入状況提出方法で「個人番号を入力する」を選択し、申請を進めてください。

手順

- ①自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

19ページへ

補足

- I 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。

エラーの場合はメッセージが表示されます（画像は例）。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(8/9)

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓 <漢字>	支援	姓 <漢字>	支援
名 <漢字>	一郎	名 <漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	
所得割額 <道府県民税>	20,000円	所得割額 <道府県民税>	
所得割額 <市町村民税>	10,000円	所得割額 <市町村民税>	
扶養・ひとり親		扶養・ひとり親	
生活扶助有無		生活扶助有無	
個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する	個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する
① パスワードを連続で誤入力するとロックされるのでご注意ください。 ※ロック解除には市町村民税の窗口で手続きが必要となります。		① パスワードを連続で誤入力するとロックされるのでご注意ください。 ※ロック解除には市町村民税の窗口で手続きが必要となります。	
② 誤認が発生できない場合		② 誤認が発生できない場合	
③ 操作中に前の画面に戻る場合		③ 操作中に前の画面に戻る場合	

「収入状況提出 (保護者等情報) に戻る」 「入力内容確認 (一時保存)

手順

- I 1 15~18ページと同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

補足

- I 1 マイナポータルから取得した自己情報（課税情報等）が転記されます。

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓 <漢字>	支援	姓 <漢字>	支援
名 <漢字>	一郎	名 <漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	123,456円
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	100円
所得割額 <道府県民税>	20,000円	所得割額 <道府県民税>	20,000円
所得割額 <市町村民税>	10,000円	所得割額 <市町村民税>	10,000円
扶養・ひとり親		扶養・ひとり親	
生活扶助有無		生活扶助有無	
個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する	個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する
① パスワードを連続で誤入力するとロックされるのでご注意ください。 ※ロック解除には市町村民税の窗口で手続きが必要となります。		① パスワードを連続で誤入力するとロックされるのでご注意ください。 ※ロック解除には市町村民税の窗口で手続きが必要となります。	
② 誤認が発生できない場合		② 誤認が発生できない場合	
③ 操作中に前の画面に戻る場合		③ 操作中に前の画面に戻る場合	

「収入状況提出 (保護者等情報) に戻る」 「I 入力内容確認 (一時保存)

手順

- I 1 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認 (一時保存)」ボタンをクリックします。

21ページへ

補足

- I 1 クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、28ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号を入力する場合で、今回初めて個人番号を提出するか、提出済の個人番号に変更がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面

①

個人番号を入力する

申請先の郵便番号を使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

以前の申請で個人番号提出者の場合は、変更がなければ入力不需要です。
変更がある場合は、□にチェックを付けてください。

個人番号 (例) 1234 5678 9012

I

本人確認用画像

生徒本人の個人番号を提出。前半四桁は住所記載されている送り番号最後で区切ってください。
(例：個人番号カード、個人番号が記載された住民票)

添付できるファイルには、以下の用意があります。
- ピクセルで保存してください。
- サイズは3MB以下にしてください。
- 形式は、JPEG形式(拡張子.jpg)又はPDF形式としてください

ファイル名 ファイルを選択 選択されていません

II

生活保護扶助情報

上記保護者等がその年の1月1日現在(申請時は提出を行つた月)～6ヶ月の場合は、その前の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を開始している場合は、「開始あり」を選択し、確定事務所が該年度内に住所を届け付けてください。該年度内に「開始あり」が該年度の場合は、「開始あり」は、改訂更新時に「なし」を選択してください。

●開始あり ●開始なし

②

課税地情報

上記保護者等がその年の1月1日現在(申請時は提出を行つた月)～6ヶ月の場合は、その前の1月1日現在)の市区町村での住所を届け付けてください。
日本国外に住所を有している場合は、□にチェックを付けてください。

III

居住地

一覧表示してください

市役所

一覧表示してください

日本国外に住所を有していない

IV

手順

- 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- 課税地が選択されていることを確認します。
- 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

21ページへ

補足

- 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- 生活扶助を受けている場合、11ページを参照してください。
- 課税地は**その年の1月1日現在(1~6月分の申請届出の場合は、その前の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。

- 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

保護者等情報を提出する(次へ進む)

③

入力内容確認
(一時保存)

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

5. 保護者等情報変更届出登録確認画面

保護者等情報変更届出登録確認

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報 保護者等情報 入力内容確認 収入状況取得
入力 申請完了

1

生徒情報	
氏名	支援: 太郎
ふりがな	しえん: たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	1008959
住所(都道府県)	千代田区
(市区町村)	
(町名・番地)	西ヶ崎1111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp

保護者等情報	
収入状況の確認が必要な方	親権者(実親) 2名分の収入状況を提出します。
保護者等情報 (1人目)	
姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎
姓<ひらがな>	しえん
名<ひらがな>	いちろう
生年月日	1972年04月01日

個人番号	1234 5678 9042
本人確認用画像	

申請情報	
届出日	2022年01月07日

I

以下の内容を確認の上、申請してください

「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。
② メールアドレスの利用目的および注意事項

本届出の個人番号及び本人確認用画像は、該当支障の支給に必要な手続きの過程で使用します。

II

← 保護者等情報変更届出(保護者等情報欄)に戻る

2 内容で申請する

手順

1 生徒情報、保護者等情報、確認事項を確認します。

2 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

22ページへ

補足

I メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報が入力されている場合のみ表示されます。

II 前の画面の入力内容を修正する場合、「保護者等情報変更届出(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

6. 保護者等情報変更届出結果画面

1

保護者等情報変更届出登録結果



本システムによる保護者等情報変更届出の手続きは以上で終了となります。

「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択した保護者等については、学校担当者より個人番号カード（写）等貼付台紙を受領し、個人番号カードの写しを貼り付けて必要事項を記入した上で、学校担当者に提出して下さい。

課税地情報のみの変更の場合、個人番号カード（写）等貼付台紙の提出は不要です。

受付番号

R-21-086-04-1000-0852

マイページに戻る

手順

- ① 届出の登録結果が表示されます。
以上で保護者等情報変更届出は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

7. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項目	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	<button>表示</button>
3	2022年07月01日	申請継続意向登録	登録済(意向あり)	
4	2022年07月01日	収入状況届出	審査完了	<button>表示</button>
5	2022年09月01日	保護者等情報変更届出	審査中	<button>表示</button>

手順

- ① 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

1